

改正後	現行
<p>(業務経験等の証明)</p> <p>第八条 店舗販売業者が要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗において登録販売者を店舗管理者として従事させるとき又は配置販売業者が第一類医薬品を配置により販売し、若しくは授与する区域において登録販売者を区域管理者として従事させるときは、法第二十六条第一項若しくは法第三十条第一項の規定による許可の申請又は法第三十八条において準用する法第十条第一項の規定による変更の届出の際に、様式第八号による証明書を知事に提出又は提示しなければならない。</p> <p>2 店舗販売業者が第二類医薬品若しくは第三類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗において登録販売者を店舗管理者として従事させるとき又は配置販売業者が第二類医薬品若しくは第三類医薬品を配置により販売し、若しくは授与する区域において登録販売者を区域管理者として従事させるときは、法第三十条第一項若しくは法第二十六条第一項若しくは法第三十八条第一項の規定による許可の申請又は法第三十八条第一項の規定による変更の届出の際に、様式第九号による証明書を知事に提出又は提示しなければならない。</p> <p>3 卸売販売業者がその営業所において省令第五十四条第一号若しくはハ又は第二号若しくはハに該当する者を医薬品営業所管理者として従事させるときは、法第三十四条第一項の規定による許可の申請又は法第三十八条第二項において準用する法第十条第一項の規定による変更の届出の際に、様式第十号による証明書を知事に提出しなければならない。</p> <p>4 再生医療等製品の販売業者がその営業所において省令第九十六条の四第二号又は第三号に該当する者を再生医療等製品営業所管理者とし</p>	<p>(業務経験等の証明)</p> <p>第八条 店舗販売業者が要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗において登録販売者を店舗管理者として従事させるとき又は配置販売業者が第一類医薬品を配置により販売し、若しくは授与する区域において登録販売者を区域管理者として従事させるときは、法第二十六条第一項若しくは法第三十条第一項の規定による許可の申請又は法第三十八条において準用する法第十条第一項の規定による変更の届出の際に、様式第八号による証明書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 店舗販売業者が第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する店舗において登録販売者を店舗管理者として従事させるとき又は配置販売業者が第二類医薬品又は第三類医薬品を配置により販売し、又は授与する区域において登録販売者を区域管理者として従事させるときは、法第二十六条第一項若しくは法第三十条第一項の規定による許可の申請又は法第三十八条において準用する法第十条第一項の規定による変更の届出の際に、様式第九号又は様式第十号による証明書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 卸売販売業者がその営業所において省令第五十四条第一号若しくはハ又は第二号若しくはハに該当する者を医薬品営業所管理者として従事させるときは、法第三十四条第一項の規定による許可の申請又は法第三十八条第二項において準用する法第十条第一項の規定による変更の届出の際に、第一項の様式を提出しなければならない。</p> <p>4 再生医療等製品の販売業者がその営業所において省令第九十六条の四第二号又は第三号に該当する者を再生医療等製品営業所管理者とし</p>

改正後	現行
<p>て従事させるときは、法第四十条の五第二項の規定による許可の申請又は法第四十条の七において準用する法第十条第一項の規定による変更の届出の際に、様式第十号による証明書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>て従事させるときは、法第四十条の五第二項の規定による許可の申請又は法第四十条の七において準用する法第十条第一項の規定による変更の届出の際に、第一項の様式を提出しなければならない。</p>